

作業療法に関連する疑義解釈のまとめ

疑義解釈資料の送付その8（平成30年10月9日付）

医科診療報酬点数表関係（別添1）

【認知療法・認知行動療法】

（問8） 区分番号「I003-2」認知療法・認知行動療法2の要件である認知療法・認知行動療法についての研修として、具体的にはどのような研修が該当するのか。

（答） 現時点では、

- ・厚生労働省認知行動療法研修事業による2日間の「認知療法・認知行動療法ワークショップ」（平成24年度に国立精神・神経医療研究センター、滋賀医科大学において実施したもの及び平成25年度以降に一般社団法人認知行動療法研修開発センターが実施したものに限り）
- ・日本精神科病院協会による2日間の「認知行動療法研修会」（平成29年度以降に実施されたものに限り）
- ・特定非営利活動法人北海道認知行動療法センターによる2日間の「認知行動療法基礎ワークショップ」（平成29年度以降に実施されたものに限り）が該当する。

（問9） 区分番号「I003-2」認知療法・認知行動療法について、平成30年3月31日において現に下表における左欄（旧基準）に記載の区分を届け出していた保険医療機関である場合は、平成30年4月以降においてそれぞれ右欄（新基準）の区分の点数を算定するに当たり、届出直しは必要か。

旧基準		新基準
認知療法・認知行動療法1	→	認知療法・認知行動療法1
認知療法・認知行動療法2	→	認知療法・認知行動療法1
認知療法・認知行動療法3	→	認知療法・認知行動療法2

（答） 表の組み合わせの場合に限り、届出直しは不要である。